

会社法を「初めて」学ぶ方向け

ストーリー仕立てでわかりやすい！
新人法務部員ゆいと学ぶ



初心者でもわかる!

会社法入門

増補版

弁護士法人 中央総合法律事務所
弁護士 小林章博 [著]

価格 本体1,000円+税
判型・頁数 新書判・252頁

令和元年改正会社法に対応した増補版！
最新改正内容を書き下ろしコラムで学べます！
会社法のポイントをわかりやすく解説！
実務で役立つ会社法の知識が理解できます！

ストーリー仕立て

最後まで飽きることなく読み進められます！

図表

用語や条文も一目瞭然！

1 定款・登記

株式会社は組織や活動に関する根本的なルールを記載したものが「定款」、また、株式会社の本店所在地や取締役等の一定事項について情報提供を行う重要なツールが「登記」です。ここでは、定款や登記がどのようなものなのか、確認してみましょう。

[定款や登記って何?]

株式会社ティーシード法務部一

部長 石原君、ちょっとこっちにきてくれ!

今、茶屋社長から至急案件で呼び出しを受けたんだ。

この書類を見て(右頁参照)、君も検討してくれないか。

ゆい 部長、どうしたんですか新年早々そんなに慌てて。ん? 何ですかこの書類…。

「ティーシード・コンサルティング株式会社」って、

確か当社の製品のPRとかしている会社ですよね?

部長 そうだ。ティーシード・コンサルティング株式会社(以下「TSC社」という)は、今君がいったとおり、

わが株式会社ティーシードの日本茶関連商品を

第1章 定款・登記・株式の譲渡

はじめ、主力製品である茶の実オイルの広告やマーケティングのために、当社の社長が大学時代の友人2人と一緒に立ち上げた会社だ。TSC社の本社は日本文化の拠点ともいえる京都にある。

ゆい あれっ? この書類に書いてある名前、どこかで見たことがあるような気が…ちょっと待ってくださ。

2015年1月6日
ティーシード・コンサルティング株式会社 御中

(株主) 住所 ●●
氏名 寺町 美樹 ◎

株式の譲渡承認または譲渡の相手方指定請求書

貴社株式を下記のとおり譲渡いたしたく承諾の請求をいたします。

もし、承諾されないときは、貴社にて買い取るか、他に譲渡の相手方を指定願いたく、会社法第136条および138条の規定により請求します。

記

1. 譲渡する株式の種類および数
貴社 普通株式 200株
2. 譲渡する相手方
住所 ○○
氏名 伊達 慎一

以上

改正Column

「株主名簿」と「株主リスト」

本書第1章でも取り上げたとおり、株式会社の本店所在地や取締役等の一定事項について情報提供を行う重要なツールが「登記」です。例えば、株主総会で取締役を選任した場合には、その決議に基づいて「取締役」の就任(兼任)登記を行う必要があります。

会社法の規定による登記手続等に関しては、商業登記法が具体的に定めています。商業登記規則の改正(平成28年4月20日法務省令第32号)により、平成28年10月1日以降、登記すべき事項について株主総会決議や株主全員の同意が必要となる場合の株式会社の登記申請については、添付書面として「株主リスト」を提出することが義務づけられました(商業登記規則61条2項、3項)。株主総会議事録などを備置して虚偽の役員変更登記がなされる等の違法行為を防止し、商業登記の真実性の担保を強化するための措置の一つです。

具体的には、登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合には、

- ・議決権割合上位10名の株主
- ・議決権割合が3分の2に達するまでの株主(議決権割合の多い者から加算)

のいずれか少ない方の株主について、次の事項を記載した「株主リスト」を代表取締役等の会社代表者の名義で作成して添付することになります(商業登記規則61条3項)。

- ① 株主の氏名または名称
- ② 住所
- ③ 株式数
- ④ 議決権数
- ⑤ 議決権割合

第3章 株主総会・株主の権利

してくれたメモにあるように、定足数や可決数について定款で別段の定めを置くことができる範囲に止めを付けている。

ゆい なるほど。確かに、特別決議についても定款で完全に自由に定足数や可決数を定めることができることにしてしまったら、極端な話、普通決議よりも軽くなってしまっても構わない。そうしたらせっかく特別決議として要件を厳しくしている意味がなくなっちゃいますもんね。



ゆい's MEMO

「株主総会議決の成立要件」

★普通決議(309条1項)
定足数: 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数
可決数: 出席した株主の議決権の過半数
(※定足数、可決数いずれも定款で別段の定めが可能)

★特別決議(309条2項)
定足数: 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(※この数は定款で3分の1まで引下可能)
可決数: 出席した株主の議決権の3分の2以上(※この数は定款で3分の2以上に引上げ可能)

法改正コラム

令和元年改正会社法を中心に
法改正内容の解説をコラム形式で新搭載!

対話形式

新人法務部員ゆいと部長の会話で簡単理解!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 定款・登記・株式の譲渡

プロローグ ●高倉から茶屋への電話

第1節 定款・登記

改正Column 支店の所在地における登記の廃止

●寺町の事情1

第2節 株式の譲渡

第3節 株式の譲渡承認手続の流れ

第4節 自己株式の取得

●寺町の事情2

第5節 株券

改正Column 「株主名簿」と「株主リスト」

第2章 株主総会以外の機関

●茶屋から高倉への電話

第1節 機関設計

改正Column 社外取締役の設置義務

第2節 取締役

改正Column 取締役の欠格条項の削除

第3節 取締役会・代表取締役

第4節 監査役

●寺町の事情3

第5節 会計監査人

第3章 株主総会・株主の権利

●京都での密会

第1節 株主総会

改正Column 議決権行使書面等の閲覧等の制限

改正Column 株主総会資料の電子提供制度

第2節 株主の権利

改正Column 株主提案権…議案の数の制限

第4章 役員報酬、計算書類・事業報告、剰余金の配当

●TSC社臨時株主総会

第1節 役員報酬

改正Column 取締役の報酬に関する規律の見直し

●祝杯

第2節 計算書類と事業報告

●部長、社長室に呼ばれる

第3節 剰余金の配当

エピローグ

●辞令

●寺町の事情4

資料室 ティーシード・コンサルティング株式会社 定款等
索引

読者の声!



消化不良に陥らないための配慮・工夫が良い!

必要最低限の知識を絶妙なさじ加減で書いてある!

勉強して挫折した人、尻込みしている人にもお勧め!

改正Column

株主総会資料の電子提供制度

現行法上、株主総会参考書類や計算書類・事業報告等(以下「株主総会資料」という)の提供は、書面によることが原則とされています。しかし、事業報告や株主総会参考書類の記載事項の拡充に伴い、増加傾向にある印刷・郵送費用の削減や、少しでも早く株主に株主総会資料を提供し株主に十分な検討期間を確保する目的で、インターネットを活用すべきとされています。

そこで、令和元年会社法改正では、株主総会資料提供制度が創設されました。具体的には、資料を自社のホームページ等のウェブサイト上に公開し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を通知する方法により、株主に対して株主総会資料を届けることができるようになります。

この制度を利用するためには、電子提供の定めが必要で(改正法325条の2)の定めがある株式会社の取締役は、原則として日の3週間前までにウェブサイトに情報を掲載する必要があります(同325条の3第1項)。また、イトを利用することが困難な株主の利益を保護するため、株主には電子提供措置がなされた内容を紙面の交付を請求することができること(同325条の5第1項)。

この改正は、対応準備に相当の時間を要されることや、株主総会実務にも大きな影響を及ぼされることから、施行期日は、公布の日(月11日)から3年6か月を超えない範囲内に定める日とされています。

166

第3章 株主総会・株主の権利

しても、結局早急に発送してしまうという事態になるだけだから、結果オーライだったかもしれないが、株主総会の招集の手続きに瑕疵があると大変なことになるぞ!

ゆい 大変なことって、一体…

部長 株主総会の決議が取り消されてしまうかもしれない、ってことだ!(法831条1項)

会社法831条(株主総会等の決議の取消しの新法)

次の各号に掲げる場合には、株主等(…)は、株主総会等の決議の日から3箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。…

一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不正なとき。

ゆい ひえ〜。

部長 今回の社長からの御達しは何だったっけ?

ゆい 後で難癖をつけられないように手続きを完璧に遂行できるように準備することです…

部長 わかっているなら、気を引き締めて頑張ってくださいじゃないか!

ゆい 了解です! 部長!

165

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

初心者でもわかる! LawLゆいの会社法入門 増補版

●定価1,100円(本体1,000円) [コード067082]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い
ただけません。

年 月 日

〒 _____ 住 所 _____

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ 様 ④ E-mail _____ ④

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印